

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7486

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	135,440 円
項目	事務所費	充当額	121,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃/令和 8 年 1 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 39841	お取引日 07-12-29	時刻 11:28
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥135,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり [REDACTED]
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]		認証 [REDACTED]

お受取人	お振込明細またはご案内	
	サイタマケソソソキン リカト 普通 8289798 ファイソエステート(カ様 登録番号 0005 オカワタリ セイムカット ウリムシヨ様	
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 300235	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要です。必ずよく読んで理解してください。

地 番 号	埼玉県知事(7)第15602号	建物所有権者	氏 名	号
地 区 名	平成29年6月6日	建物所有権者	氏 名	号
主たる事務所の所在地・番号	埼玉県八幡市八幡2-3-2	業務所の新在り	埼玉県八幡市八幡2-3-2	
名称・代表者	ファインエース株式会社	代表取締役	伊 東	
	TEL049-288-1101	取引先	TEL049-288-1101	

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県八幡市八幡1-1-2
物件名	八幡店
用途	店舗併用住宅
構造	木造
開 業 日	1998年2月
床 面 積	63.10㎡
交 通	東武東上線 板戸駅 徒歩13分
賃 主 氏 名	住 所
管理の委託先	ファインエース株式会社
	埼玉県八幡市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有権人	氏 名	住所
用途	商業(貸家)	所有権以外の権利に関する事項の概要

3. 設備状況等

水	水道(メーター専用)	排水処理設備	0.49(283)1952
電	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガ	都市ガス(メーター専用)	板戸ガス	0120-352-025
排	水・公共下水	ガス	台数
台	専用	冷暖房	無
トイ	専用(水洗)	電	設備(可)
格	無		
給	湯(暖房用)		

4. 法令に基づく制限(特約)・有: 貸借する法令を○で囲むこと

- ①新築市街地開発法 ②新築市街地開発法 ③建築基準法 ④建築法
⑤当該建築物が土砂災害警戒区域内に否か 土砂災害警戒区域外
⑥当該建築物が洪水危険区域に否か 洪水危険区域外
⑦当該建築物が津波危険区域に否か 津波危険区域外

5. アスベストの調査について(やっていない)

6. 耐震診断について

昭和66年6月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の継続及び期間

種 別	普通賃貸借
期 間	令和4年2月12日から令和7年2月11日まで(3年間)

11. 賃貸条件

賃 料	月額 185,000円(税込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 前月末分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼 金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷 金	賃料の2ヶ月分 270,000円

12. 更新に関する事項

1. 満期の前3年までに更新することができる。
2. 更新手数料(賃主・新賃料の1ヶ月分+消費税)
3. 賃料の増減(公共料金の増減・修繕費の増減・経費増減との相違など)

13. 敷金等の償還に関する事項

1. 前払賃料等、返金金と併せて返金する。
2. 一定の範囲の損耗(使用)として敷金が充当される(有)
3. 戻金(敷金)の範囲(損耗)を主として敷金が充当される(有)

14. 用途制限・事務所

利用制限: 住宅・事務所・店舗・倉庫・その他

15. 損害賠償額の前払金に関する事項

- ①借主は、貸主又は貸主により本物件に損害を与えた場合には、その損害に応じて貸主に損害賠償を請求します。
②借主は、本契約の期間(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に引き渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から引当金として、貸主に対し損害賠償を請求するものとします。

16. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、貸主に対し3ヶ月間に前払金を出したか又は3ヶ月間の賃料を支払って滞り続けるときは、
(2)借主が賃料及び公共料金の支払を滞り続けるときは、貸主は、前払金(または前払金)を支払ったにもかかわらず賃料を支払わなかったときは、解除(または終了)とみなし、借主が使用目的以外に使用するときの責任を負う。貸主は、前払金(または前払金)を支払ったにもかかわらず賃料を支払わなかったときは、解除(または終了)とみなし、借主が使用目的以外に使用するときの責任を負う。

17. 建物所有権の移転等

18. 支払金又は前払金の保全措置の概要 保全措置 無し
19. 公法上の関係(公法上の関係) 無し
20. 公法上の関係(公法上の関係) 無し

17. 借主の住所

18. 備考

以上について宅地建物取引士から要引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領した。なお契約成立時には前払金 185,000円 を支払うこととされている。

令和4年2月12日

印

氏名

小川 直志

更新同意書

物件の表示

所在地
名 称 八幡店舗
賃貸人
賃借人 小川 直志

こちらをご返送お願いします。

日本エステート株式会社

【現行の契約内容】

令和4年2月12日～令和7年2月11日

項 目	金 額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000

【新契約内容】

令和7年2月12日～令和10年2月11日

項 目	金 額
月額賃料	130,000
管理費	5,000
敷金	270,000
火災保険(2年)	20,000
・原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。	

私は上記物件の賃貸借契約を本書記載の通り更新する事を同意し、更新費用を別紙請求書の通りお支払いたします。尚、原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。

退去時原状回復及び退去時清掃代の負担が有る場合は退

賃借人様、ご記入・
ご捺印(認印)をお願いします。

ご記入

賃 借 人	住 所				
	氏 名	小川 直志	電話番号		
連 帯 保 証 人	住 所				
	氏 名		自 宅 携 帯		
	勤 務 先		勤務先電話		

代理人

ファインエステート(株)
埼玉県坂戸市八幡2-3-2
TEL049-288-1101

保証人様、ご記入・
ご捺印(実印)をお願いします。

日本エステート株式会社

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7487

(1/3)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	59,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料令和 8 年 1 月分		
備考	66000+440=66440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 56706	お取引日 07-12-29	時刻 09:37
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥66,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬貨) 円

お受取人	お振込明細またはご案内		電信
	サイタマケソソソキン カソ 普通 0661651 クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様 登録番号 0001		
ご依頼人	タカハツトツヒロ セイムカツト"ウツ"ムツヨ様		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	電話番号 09018170065 取扱番号 400057		

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

7487

(3/3)

賃貸借契約書				令和 3 年 5 月 10 日	
賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1			
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社			
賃借人	住所				
	氏名	高橋 裕裕			
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）				
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）				
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。				
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。				
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヵ月ごとに合算分を請求する。				
期間	自 令和3年 5月 1日				
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。				
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。				
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能				
振込先					
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

政務活動費 領収書等貼付用紙

7488

(1/3)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場賃貸料		
備考	横川雅也 (21000+330) × 9/10 = 19,197 (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7488

(2/3)

07-12-29	.送金	*21,000	ATM カマツホリフ
07-12-29	.手数料	*330	

政務活動費 領収書等貼付用紙

7488

(3/3)

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という）と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室（以下、「乙」という）は甲乙間において締結した下記物件の駐車場（自動車保管場所）契約書（以下、「原契約」という）に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]
車種	軽自動車・その他	車番	
色	グレー		
契約 条 項	駐車料	月額	7,000×3台 円 (内消費税) 636×3台 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額(10%対象)		21,000 円 (内消費税) 1,909 円

※入金金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2025年9月1日	終了日	2027年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産（以下、丁という）に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者 [REDACTED]	続 柄	事務員
		携 帯	[REDACTED]

(甲) 住所 [REDACTED] (乙) [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産
登録番号: T7030001071048

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000
書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

7 年 8 月 21 日

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(1/6)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	100,220 円
項目	事務所費	充当額	90,198 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	横川雅也 $100,220 \times 9/10 = 90,198$ (220 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(2/6)

07-12-29	.送金	*100,220	
----------	-----	----------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(3/6)

事務所賃貸借契約書

賃貸人 （以下、「甲」という。）と賃借人 横川 雅也（以下、「乙」という。）は、甲の所有する別紙目録記載の建物（以下、「本件建物」という）の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(4/6)

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

乙は乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(5/6)

振込口座



以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和6年10月4日

貸貸人（甲） 住所



氏

貸借人（乙） 住所



氏名 横川 雅也

政務活動費 領収書等貼付用紙

7489

(6/6)

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(1/10)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	22,044 円
項目	事務所費	充当額	19,839 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 1 月		
備考	口座名義 松井 弘 契約料金 17600 円から 19008 円に変更 12 月請求額 22,044 円 21,824 円+決済手数料 220 円 (前月までの管理料、賃料の差額を含む) 管理方法変更		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(2/10)

07-12-29 . 振替	*22,044	SMBG(チウウヤシ)

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(3/10)

2025年9月吉日

（差出人） かつみ不動産株式会社

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号

（差出代理人） 株式会社ニーリー

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9-8

問い合わせ先(カスタマーサポートセンター)

03-4226-3111



00002679

〒3510011

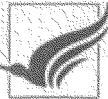
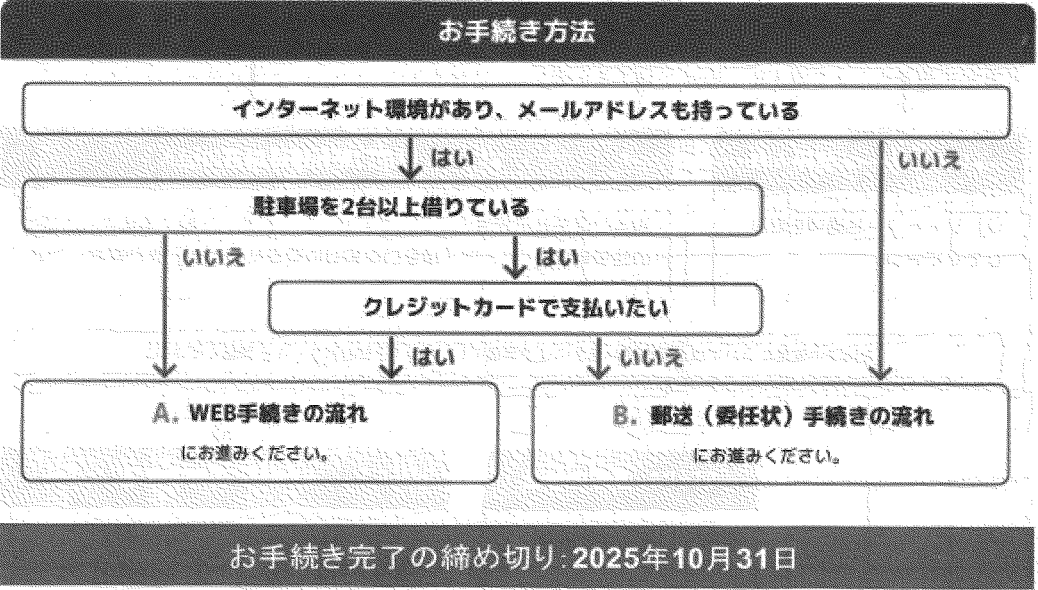
埼玉県朝霞市本町3丁目4-17

松井弘政務活動事務所 様

【重要】月極駐車場に関するお知らせとお願い

※本文書は、かつみ不動産株式会社の委託を受けて月極駐車場ご利用の皆様へ送付しております。
この度、サポート体制および満足度向上を目的として2025年11月1日より管理方法を変更する運びとなりました。管理会社の変更はございませんが、引き続き駐車場をご利用いただくために皆様をお願いしているお手続きとなりますため、必ずご確認の上お手続きをお願いいたします。
※Park Directは株式会社ニーリーが提供するサービスです

お手続き方法



かつみ不動産

政務活動費 領収書等貼付用紙

手続きの注意事項(1)

● お手続き番号／認証番号

お手続きに使用する「お手続き番号」「認証番号」は以下をご参照ください。

駐車場名	区画	お手続き番号	認証番号
芳野本町駐車場		36496412	
第1区画	第1区画	第1区画	第1区画
第2区画	第2区画	第2区画	第2区画
第3区画	第3区画	第3区画	第3区画
第4区画	第4区画	第4区画	第4区画
第5区画	第5区画	第5区画	第5区画
第6区画	第6区画	第6区画	第6区画
第7区画	第7区画	第7区画	第7区画
第8区画	第8区画	第8区画	第8区画
第9区画	第9区画	第9区画	第9区画
第10区画	第10区画	第10区画	第10区画
第11区画	第11区画	第11区画	第11区画
第12区画	第12区画	第12区画	第12区画

● ご契約料金

下記のとおり、ご利用料金が改定となります。

借主様のサポート体制強化※1に加え、少子高齢化による働き手不足や物価上昇も踏まえての管理方法変更に伴う改定となります。何卒ご容赦いただけますと幸甚でございます。

駐車場名	区画	月額使用料(税込)		更新費用(税込)		契約期間 (自動更新)	更新 期間
		改定前	改定後	改定前	改定後		
芳野本町駐車場		17,600円	19,008円	17,600円	19,008円	2025/11/1～ 2026/11/1	2年
第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画
第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画
第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画
第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画
第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画
第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画
第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画
第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画
第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画
第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画
第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画
第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画

決済手数料は以下となります。

クレジットカード 決済手数料:0円(毎月20日に翌月分を決済)

口座振替 決済手数料:220円(税込)(毎月27日に翌月分を引き落とし)

※1 Park Directはオンラインに特化した駐車場契約・管理サービスです。「24時間365日の電話対応」「ガソリン／カーメンテナンス／タイヤなどの割引クーポン」「クレジットカード決済」「お手続きのオンライン完結(契約・更新・解約・保管場所使用承諾証明書申請)」など各種便利なサポートをご用意しております。

Park Directへの変更に伴うお得なメリットについての詳細は同封のサービスのご説明チラシをご覧ください。

手続きの注意事項(2)

● 契約期間について

- ・ ご契約開始は2025年11月1日を予定しており、お手続きが遅れると翌月以降の開始となる場合があります。
- ・ 契約期間の確定はメールまたは郵送でご連絡させていただきます(契約終了日は表記載の日付となります)。

● お支払い方法について

- ・ 自動送金(毎月定額を指定口座に自動で振り込む金融機関のサービス)を利用されている場合、あらかじめご自身で解除をお願いいたします。
- ・ クレジットカードはVISA/Mastercard/JCB/American Express/Diners Club/Discoverがご利用可能です。
- ・ まとめ払いなどで既にお支払い済みの期間がある場合、不足分のみ請求させていただきます。
- ・ 改定後の月額使用料は契約開始月から適用されますが、契約開始月のみ改訂前後の差額が翌月の請求となりますのでご了承ください。

例(差額が1,000円の場合): 1カ月目 10,000円 2カ月目 12,000円 3カ月目以降 11,000円

● 預金口座振替依頼書について

- ・ お支払い方法で口座振替を選択された場合、本紙に同封の「預金口座振替依頼書」のご返送が必要となります(現在口座振替をご利用されている場合も改めてご返送が必要)。
- ・ 新しいお支払い方法のお手続きが間に合わない場合、お手続き完了まで銀行振込(手数料はご契約者様負担)をお願いしております。口座振替のお手続きは完了まで1~2ヶ月程度かかりますので予めご了承ください。銀行振込となる場合、振込先や料金について後日(お支払い月の中旬ごろ)別途ご案内させていただきます。

● 更新費用について

- ・ ご契約の更新は次回更新から表記載の契約終了日1か月前の自動更新となります。なお、既にかつみ不動産株式会社から更新通知が届いている場合、同通知に従ってかつみ不動産株式会社へ更新費用のお支払いをお願いいたします(改定後の更新費用は次回から反映されます)。

※今回の再契約手続きに伴う費用は発生いたしません。

● 解約について

- ・ 既に解約を決められている、あるいは入れ違いで既に解約のお手続きをされている場合、今回ご案内しているお手続きは不要でございます。そのままご解約のお手続きをお進めください。
- ・ 解約を迷われている、あるいは検討されているという方は本紙下部に記載のカスタマーサポートセンターまでお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせは管理会社ではなく、下記のカスタマーサポートセンターにご連絡ください。

お電話での問い合わせ

Park Directカスタマーサポートセンター

☎03-4226-3111

音声ガイダンス再生後「4」を押すと直接オペレーターに繋がります

営業時間: (平日 8時~20時 / 土曜・祝日 8時~19時) ※日曜日を除く

※多くのお問い合わせをいただいている場合、繋がるまでお時間を頂く場合がございます。誠に恐れ入りますがそのままお待ちいただくか、しばらく経ってから再度のかけ直しください。

※050-3173-9037の番号でご案内しているお客様もいらっしゃいますが、こちらの番号でも繋がります。

フォームからのお問い合わせ

下記のURLからお問い合わせください。

Park Directカスタマーサポート・管理方法変更手続きについて

<https://www.park-direct.jp/toiawase/switch-contract>

※お問い合わせフォームから契約手続きは行えません。

※インターネットでご検索いただく場合は

「パークダイレクト お問い合わせ」でご検索の上

「管理体制変更の方向け」をご選択ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(6/10)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場		駐車位置	番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃 料	金 18,500	円也	内消費税	1,500	円	更新料 ヶ月分（税別）
敷 金	金	円也	保証金		円	礼 金 円
契 約 車	車種	社用車	色		登録番号	
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					
賃貸人			を甲とし、賃借人	松井弘政務活動事務所 を乙とする。		

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は若々月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え

若々月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の若々月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(7/10)

第13条（管理規則）

- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
- 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各表通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17
氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256
勤務先名 TEL
勤務先住所
緊急時連絡先 住所 [REDACTED]
緊急時連絡先 氏名 松井 弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克正
免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750
登録番号 [REDACTED]
宅地建物取引士 [REDACTED]

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(8/10)

更新契約書

賃貸人 [REDACTED]（以下「甲」という）及び賃借人 松井弘政務活動事務所
（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED]
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目3-25		
契約期間	2024年11月12日 から 2026年11月11日迄の 2年間 とする。		
賃 料	金 17,600 円也（内消費税 金 1,600 円也）		
更新料	新賃料の ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者（かつみ不動産㈱）に支払う。
敷 金	金 0 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 0 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり（契約車の変更有無に☑を入れて下さい）

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]		適格請求書発行事業者登録番号
	氏 名	[REDACTED] 印		T381023389017
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17		
	氏 名	松井弘政務活動事務所 [REDACTED]		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]		
	(カ ナ)	(オハイオ州)		
	氏 名	松井弘	賃借人との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

＜仲介業者＞ 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

42115

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(9/10)

差出人: かつみ不動産株式会社 (Park Direct) <katsumi-f+thread5007232@park-direct.jp>
送信日時: 2025年11月7日金曜日 23:53
宛先:
件名: 【重要】ご利用中の駐車場管理方法変更に伴うお支払い方法のご案内 かつみ不動産株式会社
添付ファイル: 駐車場賃貸借契約書_P9DX2EE4_20251107.pdf; 駐車場契約確認書及びPD利用管理契約書_P9DX2EE4_20251107.pdf
フラグの内容: フラグを設定します
フラグ: フラグあり

※ 本メールは Park Direct のシステムよりかつみ不動産株式会社 本社が自動送信をしております

この度は、再契約手続きのご対応いただき、誠にありがとうございました。
最新の契約書は添付をご確認ください。

今後のお支払いにつきましては、以下の通りとなります。

毎月のお支払い

・ご請求額 : 19,008 円(税込)
内訳:
賃料 : 17,600 円(税込)
月額保証/管理料 : 1,408 円(税込)

契約更新に関わるお支払い(2026 年 11 月に予定されています)

・ご請求額 : 19,008 円(税込)

お支払い開始: 2025 年 12 月 29 日 ※1
お支払い先: Park Direct
お支払い方法: 口座振替
お支払い期日: 27 日(土日祝の場合後営業日)

※1 口座振替の手続きが完了するまでの期間は、銀行振込でお支払いいただきます。

(別途、メールにてご連絡をいたします)

※2 口座振替手数料 200 円(税抜)/月はお契約者様の負担となります。

Park Direct ご契約前のこれまでのお支払いにつきまして

※ 支払いを「自動送金」にされている場合(過去ご自身で金融機関に行って設定をされた方)は、改めて金融機関にて停止手続きをしていただく必要があります。

停止されない場合に二重払いになってしまう方が多くいらっしゃいますので、ご注意をお願いいたします。

政務活動費 領収書等貼付用紙

7490

(10/10)

以下、今後予定されるお支払いのスケジュールとなります。

なお、2025年12月分までのお支払いにつきましては、これまで通りのお支払いをお願いいたします。
Park Directにて初めてお支払いが発生する際に、これまでの差額について調整させていただく場合があります。

2025年10月請求(11月分) ご請求額: 17,600円(税込) これまで通りのお支払い
2025年11月請求(12月分) ご請求額: 17,600円(税込) これまで通りのお支払い

2025年10月請求(11月分) ご請求額: -円(税込) Park Directへのお支払い
2025年11月請求(12月分) ご請求額: -円(税込) Park Directへのお支払い
2025年12月請求(01月分) ご請求額: 21,824円(税込) Park Directへのお支払い ※前月までの管理料、賃料の差額を含む
2026年01月請求(02月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年02月請求(03月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年03月請求(04月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年04月請求(05月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年05月請求(06月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年06月請求(07月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年07月請求(08月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年08月請求(09月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い
2026年09月請求(10月分) ご請求額: 19,008円(税込) Park Directへのお支払い

請求の内容につきましては現時点で予定されているものです。

最新の請求内容のご確認、各種ご登録内容の変更お手続き、口座振替のお手続き、駐車場全般についてのお問い合わせは以下のマイページをご利用ください。

<https://www.park-direct.jp/toiawase/mypage>

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

※ 複数の区画をご契約の場合、区画ごとにメールを送付させていただきます。ご了承ください。

※ このメールは自動返信しております。

かつみ不動産株式会社

※ 現在多くのお問い合わせをいただいております、ご連絡にお時間を要する場合がございます。何卒ご容赦ください。

※ 本メールは送信専用のため、返信ができません。

※ 返信、お問い合わせをご希望の場合は、下記サポートセンターにご連絡ください。

[Park Direct お客様サポートセンター]

Email: support@park-direct.jp

Tel: 050-3173-9036(受付時間 24時間 365日)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7491

(1/3)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	7,810 円
項目	事務所費	充当額	7,029 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車所代（R7 年 12 月分）		
備考	駐車所代 7,700 円＋手数料 110 円です。		



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2025年12月27日～2025年12月31日 照会件数：5件

2026年01月08日 10時30分33秒時点の情報です。

全件数：5件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年12月29日	7,810円		R K S (ダイフ フドウサ	

政務活動費 領収書等貼付用紙

7491

(3/3)

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

賃貸人(以下、甲という。):
賃借人(以下、乙という。): 高橋 政雄
甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。
なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—		契約番号	
物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
契約期間	2025年2月1日 ~ 2026年1月31日 (1 年間)		

—賃料条件—			
項 目	税抜金額	消費税額(税率10%)	月額計
賃料(月額)	-	-	-
駐車料(月額)	7,000 円	700 円	7,700 円
敷 金	6,000 円	-	-

—車種名他—			
車種名	トヨタ ヴェイ	NO.	色 灰

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。
西暦 2025 年 2 月 1 日

賃貸人(甲)	氏名		
	適格請求書発行事業者登録番号	インボイス未登録	
甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽 一郎	
賃借人(乙)	住所 〒		
	氏名	高橋 政雄	
	生年月日	1952 / 1 / 1	TE 携帯電話
	勤務先	勤務先 TEL 048-873-4369	
	勤務先住所	〒336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1	
緊急連絡先 (乙)以外の方	住所 〒	336-0932 埼玉県浦和市緑区中丸2179-1	
	氏名	株式会社大和不動産 代表取締役 小山 陽 一郎	
	TEL	携帯電話	
	更新事務	免許番号 埼玉県知事(12)第8048号 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 エイベックスタワー浦和中央館2 商 号 株式会社大和不動産 代表者 小山 陽一郎	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7492

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 29 日	支出額	93,830 円
項目	事務所費	充当額	84,447 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 1 月分		
備考	手数料 330 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7492

(2/2)

店舗
口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
07-12-29 振替	*93,830	RKS(タクチシユ	

③ 事務所賃料(1月分)

← ④ タクチシユタク

※他国支払いの小切手等で入金の場合は、簿記帳にお記入してある予定日を表示します。
お支払可能額は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。
○本通帳の下記項目における金額・単位等の単位について
【通帳名】お支払金額・お預り金額：千円単位
・外貨建て通帳の場合は、通貨単位に換算された金額単位となります。
・その他の部金の場合は、円単位となります。

建 物 賃 借 契 約 書 (事業用)

留意

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構 造・規 模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 38 m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円 (内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
テナント総合保険	22,500 円 仲介手数料 93,500 円
礼 金	93,500 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	☐ 振込 ☒ 口座振替
	振込先金融機関名・支店名 口座種別 普通
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 電話
	住所

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額	
極度額	3,366,000 円
(7) 更新料に関する事項	
更新料の有無	(☒ 有 ・ ☐ 無)
更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円

特約条項

■消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。

■本契約において、☐を連帯保証人とする。

■更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。

■口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。

■口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。

■本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。

■既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。

■退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。

■退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。

以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023 年 7 月 1 日	
貸主	住所
	氏名 代理人有限会社田口住
	氏名 電話番号
借主	住所
	氏名 渡辺 聡一郎 電話番号
連帯保証人	住所
	氏名 電話番号
	極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士		(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を兼ねています)	
取引態様	☒ 媒介 ・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 82 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県白岡市小久喜119	事務所所在地	
商号	有限会社 田口住宅	商号	
代表者等	吉岡 由隆	代表者等	
登録番号		登録番号	第 号
宅地建物取引士		宅地建物取引士	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7541

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 30 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	令和 8 年 1 月分賃料		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、願書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	円
	敷金		55,000 円		賃料	0 ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課	円	(10%対象)
		0 円	円	非		0 円	
		0 円	円			0 円	
	住宅総合保険料について 全管協非請会 WRII決済 保証会社連動の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落としとなります。						
			合計			90,000 円	

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
・本契約は保証会社のエルズサポート加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引継手数料は借主負担330円。
・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]				
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求登録番号:	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F TEL 048-935-5551				
	管理店名	株式会社 ハル 連絡請求登録番号: T9030001147928				
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ			TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:50 GMT+9)			携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202				
	勤務先名	[REDACTED]			勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com				
連帯保証人及び償還額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ		償還額		借主との関係	
	氏名		生年月日		TEL	
	住所				携帯	
家賃債務保証業者						
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	総柄	[REDACTED]	TEL	
	住所	[REDACTED]			携帯	[REDACTED]
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日	携帯番号	
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日		
	従業員	[REDACTED]	[REDACTED]			

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室	
	所在地 埼玉県八潮市鏡町2丁目18-6			
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡
	築年	2023年03月	建物所有者	
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社		
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫		
(3) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
	共益費	¥5,000	店 名	
	月		預金種別	
			口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	
			支払方法	振込口座振替・クレジットカード・お振込郵便
	月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	更新料	更新料新賃料の1ヶ月分	滞り損金	年14.6% (元金200円として日割(年))
	礼金	¥225,000	滞り損金	1ヶ月を上限とする
時	ホームクリーニング料金	¥55,000		
金				
(5) 保証人				
(6) 管又連理は捨合先	名 称 大和リビング株式会社 所 在 地 八潮営業所 営業所長 大久保 貴博 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5 ストア1階 電 話 048-996-7180 建 築 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤルインフォメーションセンター) 京阪賃貸借契約書特約・特記事項参照			
(7) 特約・特記事項				

340-0808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)		〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5スト ア1階 八潮営業所		
貸借人 (乙)	住 所	〒340-0801 埼玉県八潮市八郎431-1		印		
	フリガナ	宇田川 幸夫				
	氏 名	宇田川 幸夫				
	メールアドレス					
所在地	〒		電話 ()	印		
社 名			FAX ()			
書類送付先			電話 ()			
担当部署			FAX ()			
入居者の概要	氏 名	続柄	生年月日	性別	勤務先	勤務先及び連絡先
	宇田川 幸夫	本人	1978年 11月 27日	男・女	所在地	
			(46才)			
			年 月 日 男・女			
保証会社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4手蔵門ファーストビル 2階		在年月日	西暦 年 月 日	
	フリガナ	心154				
緊急連絡先	氏 名	株式会社イントラスト		乙との続柄		
	固定電話	03-6213-0250				
緊急連絡先	住 所			在年月日		
	フリガナ					
緊急連絡先	氏 名			乙との続柄		
	固定電話	()				
紹介			紹介			
紹介			紹介			

※宅内調査は必ず記録簿を：先着番号、日付、名称、代表者名、電話番号、住所情報等の項目を必ず記入

大和リビング株式会社 産式BBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7542

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 30 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 8 年 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	※業法第26条第1項に基づき印刷厳禁
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所		携帯	
	家賃債務保証業者	商号	エルズサポート	
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	連絡	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日: 2024-12-23 (日本標準時)

ユーザー名: 株式会社 ハル

ステータス: 署名済み

トランザクション ID:

履歴

📄 株式会社 ハル が文書を作成しました

2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9

✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました

2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9

📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました

2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9

👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました

2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9

👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました

署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー

✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました

2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9

📄 様が電子メールを開覧しました

2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9

👤 様が文書を承認しました

承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー

✅ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 ヶ月相当分	

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 ヵ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	------------	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヵ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	※業法第26条第2項に基づく印鑑留捺
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場貸借契約書

(前書)

(1) 物件の表示	駐 車 場 名		コスモス 駐車場	
	所 在 地		埼玉県八潮市福野2丁目18-6	
(2) 駐車車両	区画番号 (1)	区画番号 (2)		
	車 名 (1)	車 体 の 色		
	車 名 (2)	車 体 の 色		
	車 名 (3)	車 体 の 色		
(3) の 当 事 者	貸 借 人 (甲)	貸 借 人 (乙)		
	車 名 (1) の 車 主 氏 名	車 名 (2) の 車 主 氏 名		
(4) 租 賃 料	要 約 期 間	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間		
	月 額	駐 車 料	¥8,800	
		店 名		
		預 金 種 別		
		口 座 番 号		
		口 座 名 義 人		
	時 金	支 払 方 法	口座振替 (「クレジットカード」は不可)	
		月 額 合 計	¥8,800	
		支 払 期 限	翌月分を当月末日までに支払う	
		遅 延 損 害 金	年14.0% (1年を365日として日割計算)	
日 割 貸 借 料 等 取 引 金 額		1ヶ月を暦日とする		
(5) 租 賃 額	※本条に定める事項は、本条の定めと異なる場合は、本条の定めを優先するものとします。			
	※本条に定める事項は、本条の定めと異なる場合は、本条の定めを優先するものとします。			
(7) 借 入 理 由	名 称	大和リビング株式会社		
	所 在 地	東京都港区南青山5丁目8番地5		
(8) 特 約 ・ 特 記 事 項	電 話	03-4929-7180		
	電 話	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリビディングインフォメーションセンター)		

契約締結日
西暦 年 月 日

貸 借 人 (甲)	住所		〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心口森地1-1
	代表者		大和リビング株式会社 廣王次郎
貸 借 人 (乙)	住 所	〒340-0808 埼玉県八潮市福野2丁目18-6コスモス 202号室	
	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
保 証 会 社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階	
	フリガナ氏名	株式会社イントラスト	乙との関係
緊急連絡先	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階	
	フリガナ氏名	株式会社イントラスト	乙との関係
保 証 会 社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階	
	フリガナ氏名	株式会社イントラスト	乙との関係

②

契約締結日

		貸與人(甲)	[Redacted]		
貸與人(甲)の代理人		千300-0081 埼玉縣さいたま市中央区新都心11番地E 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り強い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地6スト ライン 1階 八幡宮営業所		
借入人 (乙)	個人	住所	〒346-0801 埼玉県八潮市八倍431-1	携帯電話 [Redacted] 固定電話 [Redacted]	
		フリガナ フリガナ ヨシコ 氏名 豊田ヨシコ メールアドレス			
	法人	所在地 〒	電話番号 ()		
		社名	bAX ()		
		書翰送付先	電話 ()		
		担当部署	FAX ()		
		担当者名			
※2.9、本紙面に付属する下記記述の賃貸契約約を締結した場合は上記登記上書き欄記入不要					
賃借人の概要	個人	氏名 宇田川 幸夫	生年月日 西暦 1978年 11月 27日 性別 (男・女)		
		勤務先 [Redacted]	電話番号 [Redacted]		
		所在地	モンの差込差し		
	法人	緊急連絡先			
		主使用章氏名	電話番号 ()		
		主使用者住所	その他連絡先 -		
保証会社		〒102-0083 東京都千代田区麹町1-1半蔵門ファーストビル 2F住 フリガナ いんげん 氏名 株式会社会イントラスト 固定電話 03-6213-0250	携帯電話 () この続柄	年 月 日	
	緊急連絡先	住所 フリガナ [Redacted] 氏名 [Redacted] 固定電話 ()	生年月日 西暦 [Redacted] この続柄		
媒介					
媒介					

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7564

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 12 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸信託契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地	第 [] 号
車種及びナンバー	[]	[]
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也	

- 貸主(甲)と借主(乙)は前記条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸信託契約は、5年6月6日より5年6月5日まで/ヶ月とする。貸し期間満了の場合、延滞金及び当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転手・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住所 []
氏名 []
借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨
印 []

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7565

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 12 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 〇 号
賃 料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は〇〇〇年〇月〇日〇〇〇年〇月〇日
9日迄/〇〇〇とする。貸し期間満了の〇〇〇日要あれば当事
者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末、日までに翌月分を乙は甲に持参して
支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有
無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き
他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、
甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により
危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その
他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべ
き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い
通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
て各1通を所持する。

〇〇〇年〇月〇日

貸主(甲) 住 所
氏 名

借主(乙) 住 所 蓮田市東6-8-〇
氏 名 森 伸 久 彦
印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7580

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 1 日	支出額	330,000 円
項目	事務所費	充当額	264,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃として		
備考	令和 8 月 1.2.3 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7580

(2/2)

領 収 証

美田むねあき県政事務所様 No. _____

★ 110,000-

但 令和8年1月分事務所家賃費として
令和8年 1 月 1 日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜税込)
		%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)	
		%	消費税額等

コクヨ ラケ-1007

領 収 証

美田むねあき県政事務所様 No. _____

★ 110,000-

但 令和8年2月分事務所家賃費として
令和8年 2 月 1 日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜税込)
		%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)	
		%	消費税額等

コクヨ ラケ-1007

領 収 証

美田むねあき県政事務所様 No. _____

★ 110,000-

但 令和8年3月分事務所家賃費として
令和8年 3 月 1 日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜税込)
		%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)	
		%	消費税額等

コクヨ ラケ-1007

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と 借主 美田宗亮 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階 号室
				区画番号()
	所 在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／(2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08㎡の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2025年 4月 1日 から	2028年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2028年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
☒ 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携 帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 1年前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2025 年 3 月 28 日

甲・貸主	氏名		印	TEL
	住所			
乙・借主	氏名	美田 宗亮	印	TEL
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	円		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	印
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	印
	登録番号	()第 号	登録番号	()第 号
宅地建物取引士	業務に従事する事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市美南3-9-13KBM101 048-984-7824	事務所所在地 TEL	

※国は原則として実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の条項に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7637

(1/3)

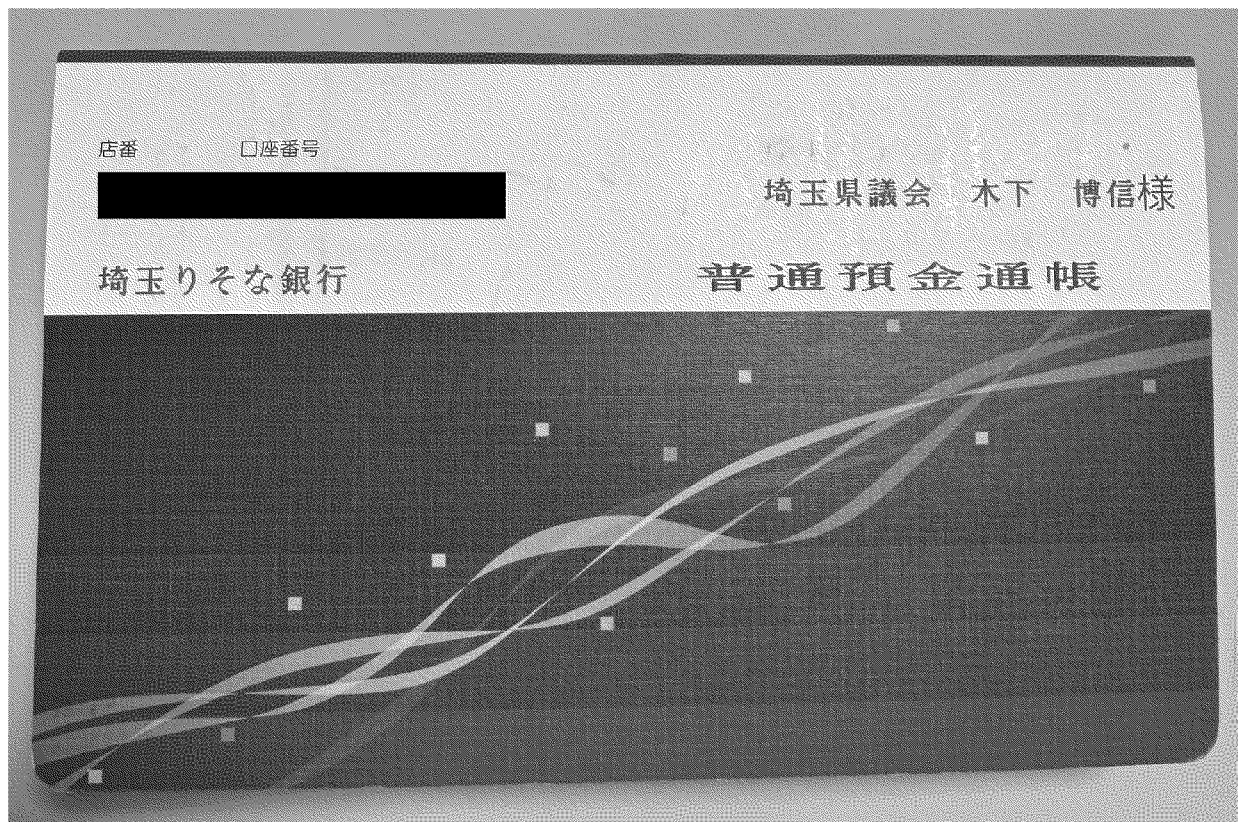
日付	令和 8 年 1 月 5 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所セコム 12 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7637

(2/3)



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7637

(3/3)

9				
年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	08-01-05 .振替	*12,980	セコム.カ	
10				
11				
12				